

〈論 文〉

「申渡」のアイヌ語訳文に関する一考察

北海道立アイヌ民族文化研究センター

研究紀要

第11号

2005年3月25日発行

佐藤 知己



〈論文〉

## 「申渡」のアイヌ語訳文に関する一考察

佐藤 知己

目次

1. はじめに
2. 光丘文庫のアイヌ語申渡文の翻刻、注解
  2. 1. 光丘文庫「申渡」の本文翻刻
  2. 2. 光丘文庫「申渡」の本文アイヌ語注解
3. 加賀家文書のアイヌ語申渡文二種の翻刻、注解
  3. 1. 加賀家文書「申渡1」の翻刻
  3. 2. 加賀家文書「申渡1」のアイヌ語注解
  3. 3. 加賀家文書「申渡2」の翻刻
  3. 4. 加賀家文書「申渡2」のアイヌ語注解
4. 『積丹町史資料』所載のアイヌ語申渡文の翻刻、注解
  4. 1. 『積丹町史資料』「申渡」の翻刻
  4. 2. 『積丹町史資料』「申渡」のアイヌ語注解
5. 申渡文四種の比較検討結果と問題点
6. おわりに

謝辞

参考文献

キーワード：アイヌ語、アイヌ語史、古文書、申渡

### 1. はじめに

江戸時代のアイヌ語資料の一つとして、日本語で書かれた「申渡」をアイヌ語に訳した文書があることは以前から知られていた（高倉1972：214、佐藤1995：335）。高倉 (ibid.) によれば、この種のアイヌ語文の歴史的背景は以下のようなものである。

…場所行事の中で最も盛大かつ重要視されたものはオムシャであった。多くは七月下旬から八

月にかけて、秋漁に取りかかる以前、手透を見合い、場所内の役夷人を会所元へ呼び集めて執行したのであった。ほとんど唯一の蕃士と蝦夷人の接触機会であったといってもよく、詰合役人および請負人より土人一同へ酒飯を饗応し、物品を与え、威儀を正してその服従を図るとともに、場所内の総役夷人が集まるのを利用して諸種の行事が行なわれた。一番重要なのは何といっても法度書の申渡であった。

しかしながら、この種の文書に関する歴史的事実については、基本的な点において依然不詳な点が少なくない。いつ、誰によって、どのように作成され、実際にどのように使用されたのか、また、なぜこのような特殊な文書が必要とされたのか、日本語で申し渡すだけでは不十分であったのか、申渡の日本語文には当然公式のものがあつたであろうが、これに対応するアイヌ語文にも公式のものが存在したのかどうか、作成に当たり方言差への配慮が公式に行われたのかどうか等々、解明しなければならない歴史的問題は多い。また、使用されているアイヌ語についても問題がある。アイヌ語としてどの程度正確なのか、どこの地方の方言を反映したものであるのかを含め、その資料的価値は十分明かでない。

本稿はこの種のアイヌ語申渡文を主に言語的な観点から分析し、その言語資料としての価値の一端の解明を試みるものである。従って、文献的な側面や歴史的な側面についての研究は、本稿の主目的ではないことをお断りしておきたい。それらは多方面からの今後の研究によって次第に解明されて行くであろう。

以下の研究に際しては、条件を揃えるために、対象を次のような手順で限定した。まず、文書の来歴が比較的明かなものを選び、その中から内容的にも基本的には同じとみて良いものを選んで分析対象とした。つまり、ほぼ同一の日本語文をアイヌ語に訳している別々な文書を対象に選んである。このことによって、文書間の共通点と相違点がどこにあるのかがより明確になり、誤写などの偶然的要因をある程度避けることができ、分析がより容易になると考えられるからである。

このような「申渡」の文書は、管見によるだけでも、北海道立図書館所蔵「金田一京助旧蔵資料」マイクロフィルム中のもの、北海道立文書館所蔵「エトロフラムシャ申渡」、北海道大学文学部所蔵フィルム「加賀文書」中のもの、光丘文庫所蔵のもの、『積丹町史資料』所載のものなどがあげられるが、これらのうち、「金田一京助旧蔵資料」中のものは近代の写本であつて原本の所在が不明なものであり、「エトロフラムシャ申渡」は興味深いものではあるが内容が他のものと異なっているので比較対照の対象としては適さないという事情があるので、今回は分析対象とはしなかった。また、「加賀家文書」には数多くの申渡文が含まれているが、それらのうち、他の申渡と比較対照が可能な二例のみを今回は検討対象とした。

## 2. 光丘文庫のアイヌ語申渡文の翻刻、注解

以下のアイヌ語の申渡文の資料は山形県酒田市立光丘文庫の所蔵である（光丘文庫のアイヌ語関

係資料については佐藤(2003)を参照)。光丘文庫の蔵書目録である酒田市立光丘文庫(編)(1988: 300)には、「3664 土人共へ申し渡書(内題 ラムシャ御判文申渡)(土人語付)○朱書 オロシャ語にて書入あり」と記載があるものである<sup>(1)</sup>。内容は、日本語の申渡文にアイヌ語の訳文を付したものであり、目録の「オロシャ語」という記載は誤りである。

この文書は、内容、体裁からみて全体が七つのテキストからなっていると言えるが、それらのうち、前節で述べた理由により、次節で取り上げる加賀家文書に含まれているものと内容が一致する一番最初のものだけを今回は分析の対象とする。なお、本稿では扱わなかった部分をも含めた文書全体の検討は佐藤(近刊)を参照されたい。

表紙には「土人共江申渡書」とあり、裏表紙には「慶応四辰歳二月吉日 左々木屋久右衛門」とある<sup>(2)</sup>。光丘文庫の蔵書印から、この書が昭和七年九月三十日に佐藤金吾氏から寄贈されたことは明かであるが、「左々木屋久右衛門」がいかなる人物で、いかなる事情によって本書が佐藤金吾氏の所有となったかは、本書の学術的な価値にも重要な意味を持つと思われるが、これまでのところ、詳しい経緯は不詳である。今後の研究課題としたい。

## 2. 1. 光丘文庫「申渡」の本文翻刻<sup>(3)</sup>

以下に本文を翻刻するが、現代の語形に当たる語形をローマ字表記で示し、日本語訳を加えてある。不詳な点が多く、あくまでも理解の便のための参考と考えていただきたいと思う。なお、カナ書きのアイヌ語部分は、原文ではすべて朱書である。

ラムシャ御別文申渡

- 1 タハンコタン。ヲトナウタレ。コンチカエウタレ。ウタレケセウタレ。ヲロハクノ。エントハアセ。

tapan kotan otona utar koncikay utar utarkes utar or pakno ento pase

この村のオトナ、小使い達、下僚の者達に至るまで江戸の偉い

- 2 カモエヲロハノ。チランケエタクサヌ。トノコチヤハ。クエタクチキ。ヒリカノホ

kamuy or wano ciranke itak san. tonoko tca wa ku-itak ciki pirkanopo

神から下された言葉が下る(ぞ)。殿様の代わりに私が言うのでよく

(1) 本稿で取り扱った文献は、光丘文庫のものをはじめとして既に歴史的な資料の中に数えられるべきものではあるが、以下に見るように、現代的観点からみて、これらの文書が不適切な表現、内容を数多く含んでいることもまた否定できない。本稿では、資料的な観点から、みだりに原文を改めることはしなかったが、だからと言って本稿がこれらの文献に現れている差別的な表現、抑圧的思想を是認するものではないことを述べておきたい。

(2) 屋号の部分は筆者には難解で、仮に「左々木屋」と読んだが、疑問なしとしない。今後の課題としたい。

(3) 光丘文庫のものだけでなく、以下の諸文書の翻刻では文字の大きさ、微妙な位置関係等は再現していない。また、判読不能箇所は□、抹消されている部分は■で示した。また、相当するアイヌ語形式が不明な箇所は？で示した。

- 3 エコキアヌアン。  
ikokianu an  
耳を澄ますことがある (耳を澄ませ)
- 4 エントムシリカモエヲローシヘ。コヤエカタヌ。ヲマトノエレンカフシコ  
ento mosir kamuy ousupe koyaykatanu. oma tonon irenka husko  
江戸の将軍の話に恐縮せよ。入っている法規を昔  
一 公儀を重し御制札表
- 5 トエワノ ヲラエカ カトエムシケ  
toy wano ??  
から ? ?  
並従前々御法度の趣堅
- 6 ウトム子コロ ナコンナ  
? nankon na  
? だろうよ  
相守可申事
- 1裏 7 フレ。エナヲ。シユエ。ヌシケ。クン子。エナヲ。アヌ  
hure inaw suy noski kunne inaw anu  
赤い御幣、また、真ん中が黒い御幣を置いた  
日の丸並中黒御印相立候
- 8 トノカモユ。チユクシユ。マシケンノ。ウーセチユフ。子ワ子ヤカ。  
tono kamuy cip ne kusu maskinno use cip ne wa ne yakka  
殿様の船であるから、よくよく、ただの舟であっても  
御船者勿論賣船多里共
- 9 シユウエンテ。チフ。アヌカラワ子。チキ。子ア ベ。  
siwente cip a-nukar wa ne ciki nea pe  
難破した舟を見たならばそれを  
難破船有之候節者別而
- 10 ヒリカノ。アヌヤムワ。ウシヤフリ。エテキコロ。子フモーモベ  
pirkano an-eyam wa usa puri itekke kor nep momok pe  
よく大切にして、色々な振る舞いを決してするな。何か普通の物  
大切に多し聊の品多
- 11 子ワ子ヤカ。シリスイナワ。ヲカケタ。シユト。サラ。ワ子チキ。  
ne wa ne yakka sirnuyna wa okake ta ? sara wa ne ciki  
であっても、隠して後で露見したならば  
里共隠置後日相顕ニおゐてハ
- 2表 12 タホタ。クシユ。トノエチヤコク。アンルエタ。ハンナ  
tanpota kusu tonon ecakoko an ruwe tap an na

今度こそ殿様の罰があるぞ  
 急度答可申付事

- 13 トノカンヒ。ウラクセ子。トノカモイウタレ。ハイカイ  
 tono kanpi ? tono kamuy utar payekay  
 殿様の書状 ? 殿様方が通る  
 一 御用状継立並御役人通行
- 14 カタ。クンチキウタレ。トナシ。サヌワ。エチヤウテンキ。  
 ka ta kunci ki utar tunas san wa icawotenke  
 の上は、労役をする人々は早く下って指図  
 之節者人足共無遅滞相
- 15 子ノエキクンヘタハンナ  
 neno e-ki kun pe tap an na  
 通りすべきものであるぞ  
 勤可申事
- 16 ロクントエカス。ヲヤモクテ。チフ。アスカラワ子チキ。トナシカタ  
 rokunto ? oyamokte cip a-nukar wa ne ciki tunas ?  
 大船 ? 怪しい舟を見たならば早く  
 一 異國船並難破船等見請
- 2裏 17 コタンコロ。トノカモエラタ。セン  
 kotan kor tono kamuy ot ta hen-  
 村の役人へ早く  
 候ハ、早速御役人詰合江
- 18 ハンノ。アシヨロ。コレルイタ。ハンナ。  
 panno asurkore ruwe tap an na  
 知らせるのだぞ  
 合届可申事
- 19 アヘヒリカノ アヌヤムクニ ヤエラムノ シカルシカニ  
 ape pirkano an-eyam kuni yayramsikarun kane  
 火をよく大切にするように覚えて  
 一 火の元大切ニ入念取扱
- 20 ラカエクンヘタ ハンナ  
 okay kun pe tap an na  
 いるべきものであるぞ  
 可申事
- 21 コシ子。チヨキ ケシハヒシノ エホロシヤンケクニ  
 kosne ciyoki kespa pisno e-porosanke kuni  
 毛皮を毎年、たくさん出すように

- 一 軽物之儀者年々出増
- 3表 22 コヤエキ。シトエ。ナコンナ。  
koyaykestuye nankon na  
懸命にやることになるのだぞ  
候様出精可致事
- 23 コシ子チヨキ。マシケンノ。子フチヨキ。シ子フセ子  
kosne ciyoki maskinno nep ciyoki sinep hene  
毛皮は、大変に、何の毛皮（でも）一つでも  
一 軽物者勿論産物壱品多
- 24 チフヲクロ シリモシマノ ヲコエホク。ヲロシヘ  
cip o kur sirmosmano ukoihok oruspe  
乗員に密かに(?)交易した話を  
里共船方其江交易
- 25 アヌカラワ子チキ ヨフケノホ  
a-nukar wa ne ciki yupkenopo  
見たならば、きつく  
い多寿におゐてハ嚴重ニ
- 26 エチヤコクアナルエタハンナ  
ecakoko an ruwe tap an na  
説論があるぞ  
咎可申事
- 3裏 27 ランマアンコロトノ。チヨキ。ケシハヒシノ。エホロ。エヤンケクニ。コ  
ヤエキシトエ。  
ranma an-kor tonon ciyoki kespapisno e-poro e-yanke kuni koyaykestuye  
いつも殿様への毛皮を毎年たくさん陸上げするように努力せよ  
一 常々漁業出精い多し
- 28 ウトロタ。ハル子。クンヘ。エヤエユフ。エヘシヨモ。シリキラフクニ。エ  
ーカラゝ  
uturu ta haru ne kun pe ? somo sirkirap kuni e-ekarkar  
その間に食料になる物を ? 心配ないようにせよ  
食料貯置無差支様致し
- 29 シユエ。シ、ヤモ。モロクン子。エトエタク子。ヤエコ。ベクケレハラカ  
イ。クンヘタ。ハンナ。  
suy sisam murikunne etoyta kuni yaykopepeker wa okay kun pe tap an na  
また、和人の粟を植えるように考えているべきなのだぞ  
尤作物等も追々心懸可申事
- 30 ウホコロクロ エリハキウタレ ウルメクロ ウハバコロクロ



upokor kur irwak utar urumek kur uwapakor kur

親子、兄弟、夫婦、親類

一 親子兄弟夫婦始親類

31 ウエカタヨロツケ。キワ子チキ。エカン子フ

uwekatayrotke ki wa ne ciki ?

仲良くしたならば

共睦敷くい多し候儀者勿

4 表 32 ラヒタ 土人ウタレ コシラムシユエハ 者\*

opitta 土人 utar kosiramsuypa wa

皆、土人達は考えて

論都而土人共中能致し

アナキ子

33 ヲツカエセノ。メノコセ子。シコフ。ノシケ。ヤエキマイ。ヲカエウタレ

シヤハ子ウタレ

okay hene menoko hene sikup noski ? okay utar anakne

男も女も取り頃になった人々は

男女年頃ニ及候ハ、役土人

34 エコウル。シユケ。ウトムヌカレ。ナコンナ

ikoorsutke utomnukare nankon na

奨めて結婚させるのだぞ

世話致し縁組為致可申事

コハエカイ

35 トゲンウタレ。シヨカエラマシカレノヲヤコタンタ。ハエカエカ子アエカ

フルエタハンナ

tocin utar siyoka eramuskare no oya kotan ta kopayekay aykap ruwe tap an na

土人達がうっかり(?)他の村へ行き来することはできないのだぞ

土人共私ニ他場所江参り候儀

36 ヤカカトアンヘクシユ ヲマナン ルシエウタレ アナキ子

yakka katu an pe kusu omanan rusuy utar anakne

けれども理由があるために行きたい人々は

者不相成若無據用事ニ而

4 裏 37 コトノラルハクノ。シヨカンキリハ

tono or pakno siyokankire wa

殿様の所まで届け(?)て

罷出候節者詰合江願出

38 エシヤヲテンキ。子ノエキ。クンヘタハンナ

icawotenke neno iki kun pe tap an na

命令通りするべきものであるぞ

差図可請事

- 39 ヲコエキ ヲチヤタエハ。エカヌシユトエシヤマフ ホンノセ子

ukoyki ? ponno hene

喧嘩、?、? 少しでも

一 喧嘩口論者勿論言葉を□ミ

- 40 アシ ヘ コロク子 エテキ キルエタハンナ エキヤアツカリ

asinpe kor kuni itekke ki ruwe tap an na. ?

賠償を取るべきことは決してするまいぞ

聊にてもつ具の江がましき

- 41 エタクカシハ クロ アナキ子

itakkaspa kur anakne

言うことを聞かぬ者は

儀堅致間敷候若相背ニ

- 5 表 42 ヲフケノホ エチヤコクアナルエタ

yupkenopo ecakoko an ruwe ta-

厳しく 説諭がある

おゐて者厳重咎可申

- 43 ハンナ

p an na

ものだぞ

付事

一 會所支配人番人ニ至迄

親し具い多し可事

事其上非分之儀有之

- 5 裏 候ハ、早々可申出事

右之通申渡間堅く

可相守もの也

月日

## 2. 2. 光丘文庫「申渡」の本文アイヌ語注解

以下、本文の問題のある主な個所について現代の諸資料に基づいて注解を施した。なお、疑問とすべき点は極めて多く、検討を要する個所はなお多々残されている。

1 行目 ウタレケセ : utar-kes 人々の下、婦人 (北海道教育委員会 [編] 1992 : 300)。kamuy or pakno 「神の所まで」(千歳方言)

2行目 エタクサ：itak sa「言葉の節、調子」（千歳方言）と関係あるか。あるいは、san「下りる」（千歳方言）と関係あるか。コチャハ：kotca「前」千歳方言（ただし、筆者の千歳方言資料では kotca wa という結合なし）。なお、shikotcha ‘instead of’ Batchelor (1938 : 453)から、ここでは「代わりに」としたが、今後の検討課題である。ヒリカノホ：pirkano「よく」（千歳方言）。末尾の「ホ」は指小を表す接尾辞 -po か（ただし、筆者の千歳方言資料では\*pirkanopo の例なし）。

3行目 エコキアヌ：ikokanu「注意深く聞く」（静内方言）。

4行目 ヲローシヘ：orouspe「うわさ、消息」。コヤエカタヌ：koyaykatanu「～に対して恐縮する」（静内方言）。フシコトエワノ：hushkotoi wano「以前から」（知里2002 : 16）。

5行目 ヲラエカ：不詳。カトエムシケ：不詳。

6行目 ウトム子コロ：不詳。ナコンナ nankon na「だろうよ」（千歳方言）。

7行目 シユエ：不詳。suy「又」（千歳方言）か。

8行目 チユ子：チフ子の誤写か。マシケンノ：mashkinno「アンマリ」（北海道教育委員会1992 : 154）。ウセ：use「普通に」（千歳方言）。ただし、\*use cip のような結合があるかどうか不詳。

9行目 シユウエンテ：siwente「遅い」（北海道教育委員会1992 : ）。子ア ベ：不詳。nea「その」（千歳方言）、pe「もの」（千歳方言）。ただし、\*nea pe「それ」という言い方は千歳方言では見いだされていない。また、千歳方言では、\*nea p「それ(?)」という言い方もこれまでのところ見いだされていない。ちなみに、千歳方言では「それ」は ne wa an pe である。

10行目：アヌヤムワ：an-eyam「私が大切にする」（静内方言）。「ヌ」という表記の理由は不詳。或いは eyam の e- は接頭辞で、接頭辞 o- を用いた \*o-yam という形式もあったか（19行目も参照）。もっとも、「エ」を「ヌ」と誤写した可能性も皆無ではない。モーモヘ：momok ‘common, vulgar’ (Batchelor1938:301)。エテキ：iteki「決して」（千歳方言）、itekke「同」（静内方言）。

11行目 シリヌイナ：不詳。nuyna「隠す」（千歳方言）。シユト：不詳。サラ：sara「露出させる、物に覆われていない状態にする」（千歳方言）。

12行目 タホタ：tanpota「こんど」（幌別方言）（服部1964 : 257）。エチャコク：ecakoko「～に～を教える」（静内方言）。ただし、ecakoko は他動詞なので、それ自身では名詞として使用できないと思われるため、\*ecakoko an「教えがある」のような言い方が可能かどうか不詳。

13行目 ウラクセ子：不詳。

14行目 カタ：\*payekay ka ta のような言い方が可能かどうか不詳。恐らく日本語の「～の上は」の直訳と思われる。クンチ：kunchi「運上屋ナドヨリノ徴募。労役」（北海道教育委員会1992 : 146）。エチャウテンキ：icawotenke「人に指図する」（静内方言）。

16行目 ロクント：rokunteu「大船、弁財船」（北海道教育委員会1992 : 227）。エカヌ：不詳。トナシカタ：不詳。

17行目 センハンノ：henpano「さあ」（旭川）（服部1964 : 333）。

18行目 アシヨロ：asur「知らせ」（千歳方言）。実証されていないが、\*asurkore「～に知らせる」という形式に相当するものか。その場合は、先行の kamuy ot ta の ot ta は不要である可能性があ

る。また、日本語訳から、命令の表現であると思われるが、このような場合に *ruwe tap an na* が用いられるかどうかも疑問なしとしない。日本語の命令を意味する「のだぞ」の直訳である可能性もあると思われる。

19行目 ヤエラムノ シカルシカニ：*yayramsikarun*「気がつく、ものごころつく、思い出す」(田村1996：864)。「ヤエラムノ」の「ノ」は不詳。「シカルシ」は「シカルン」の誤写か。カニは *kane* 「ほど」(千歳方言)か。

20行目 *pe tap an na* 「～するものだよ」(千歳方言)。

21行目 チヨキ：*ciyoki*「交易用の毛皮」(静内方言)。ケシハヒシノ：*kespa*「毎年」(千歳方言)、*pisno*「毎～ごとに」(千歳方言)。ただし、*kespa pisno* という表現の存否は不詳。エホロシヤンケ：*poro*「大きい」(千歳方言)、*sanke*「出す」(千歳方言)。ただし、\**porosanke*「たくさん出す(?)」という形式の存否は不詳。あるいは\**ipor sanke*「顔色を・出す」のような表現があって、「精を出す、頑張る」という意味を表した可能性もあるが未詳。語頭の「エ」は、2人称単数主格の *e*-か。

22行目 コヤエキ。シトエ：*yaikestuye* ‘dreadful, dangerous’ (Batchelor1938：563)。「コ」は接頭辞 *ko-* 「～に向かって」か。

24行目 シリモシマノ：不詳。ヲコエホク：*ihok*「物を売る」(千歳方言)。「ヲコ」は *uko-* 「互いに」か。ヲロシヘ：*oruspe*「話、うわさ」。

25行目 ヨフケノホ：*yupkeno*「きつく」(千歳方言)。末尾の「ホ」は指小の *-po*か。ただし、\**yupkenopo* という形式の存否は不詳。

28行目 エヤエユフ：不詳。

29行目 モロクン子：*murikunne*「あわ」(知里1953[1976]:231)。ヤエコ。ベッケレ：*yaykopepeker*「考える」(帯広)(服部1964：160)。

30行目 ウルメクロ：*urumekkur*「夫婦」(美幌)。

31行目 ウエカタヨロツケ：*uwekatayrotke*「互いに仲がいい」(田村1996：806)。エカン子フ：不詳。

32行目 コシラムシユエハ：*eyaykosiramsuyupa*「考えをめぐらす」(千歳方言)。ただし、\**kosiram-suyupa* という形式の存否は未確認。

33行目 ヲツカエセノ：「セノ」は「セ子」の誤写か(後続の「メノコセ子」参照)。シコフ。ノシケ：*sukup noski*「成長の真ん中(25、6歳の年頃)」(千歳方言)。ヤエキマイ：不詳。エコウル。シユケ：*ukoorsutke*「皆でけしかける、促す」(千歳方言)。*ikoorshutke*「後より、力足を踏み威勢をつける」(北海道教育委員会1992：98)。*utomnukare*「結婚させる」(幌別)(服部1964：45)。

35行目 ショカエラマシカレノ：不詳。*siyoka*「自分の後ろ」、*eramuskari*「知らない」(千歳方言)。

36行目 カト：*katu*「理由」(沙流方言)。

37行目 コトノラルハク：最初の「コ」は不詳。シヨカンキリハ：*okamkimo*「わざと」(千歳方言)。

38行目 エシヤヲテンキ：*icawotenke*「人に命令する」(静内方言)。

39行目 ヲチヤタエハ：不詳。エカヌシユトエシヤマフ：不詳。

40行目 エキヤアツカリ：不詳。

41行目 エタクカシハ：itakkasi「言うことを聞かない」（千歳方言）。

### 3. 加賀家文書のアイヌ語申渡文二種の翻刻、注解

加賀家文書<sup>(4)</sup>には複数のアイヌ語の申渡が含まれているが、それらのうち、光丘文庫のものと内容的にほぼ一致するものには二種がある。それぞれ「申渡1」、「申渡2」と仮に名付けて、以下にそれらの翻刻と注解を示す。

#### 3. 1. 加賀家文書「申渡1」の翻刻

以下に「加賀家文書」中、光丘文庫の申渡と基本的に同一とみられる二種の申渡のうち、まず短いもの（これを「申渡1」と仮称する）を翻刻して示す。光丘文庫のものと異なり、原文ではアイヌ語訳文が日本語文の左側に記されているので、翻刻でも「日本語」、「カナ書きアイヌ語文」、「ローマ字翻字」、「日本語訳」の順序とした。なお、翻刻に際しては、文字と文字の間隔や文字の微妙な大きさの違い（大きな「ツ」と小さな「ッ」など）は表示していない。

[申渡1]

「フィルム No. 1～5」66ページ

#### 申渡

##### 一 公儀を重し

- 1 エント モシリ カモイ ヲロウシベ コヤイカタヌ  
ento mosir kamuy orouspe koyaykatanu  
江戸の殿様の話に恐縮せよ  
御制札表並前々より
- 2 モシリ カシケ ヲマ トノエレンカ フシコ トエワノ  
mosir kaske oma tonon irenka husko toywano  
国の上に存在する殿様の掟は古くから  
御法度之趣堅相守可申候事
- 3 ウヲラエカ カト エムツ ケウトモ子コロナンコンナ  
uorayka katu ? kewtum ne kor nankon na  
禁止の事(?)はしっかり(?)心に留めるのだぞ

(4) 本稿では北海道大学文学部所蔵の写真を使用した。紙焼きは冊子7冊であり、ここでは冊子のタイトルとページ数を示した。

一 日之丸並中黒

4 ヘケレ チウヅ カモイノ ヤエヌカコロフレエナラ シユイ ヌシ  
ケクン子

peker cup kamuy yaynokakor hure inaw suy noski kunne  
太陽の普通の(?)形を持った赤い御幣、また、真ん中が黒い  
御印相立候御船ハ勿論

5 エナラ アノアシワ トノカモイ チヅ エキリ子クシユ タンウタレヲ  
ロシヘマシケノ

inaw an-oasi wa tonon kamuy cip ikir ne kusu tan utar orouspe maskinno  
御幣が立てられたので殿様の船の列であるからこの人々の話はまして  
賣船多りとも難破船有之候節者

6 ウセ チヅ 子ワ子ヤッカ シウエンテ チヅ アヌワ子ヤキ子

use cip ne wa ne yakka siwente cip an wa ne yakne  
普通の船であっても難破船であったら  
別而大切ニい多し

7 子アビ ヒリカノ ア子ヤムワ ウシヤブリエテキコロ

neap pirkano an-eyam wa usa puri iteki kor  
それをよく大切にして色々な振舞いは決してするな

「フィルム No. 1～5」67ページ

聊之品多りとも隠置

8 子ヅ モーモツベ 子ワ子 ヤッカ シリヌエナカセ子キワ

nep momok pe ne wa ne yakka sirnuyna ka henne ki wa  
何か普通の品物であっても隠さずに  
後日相顕□候ニおゐてハ

9 ヲカケタ シユト シヤラ ワ子 ヤキ子

okake ta ? sara wa ne yakne  
後で露見したならば  
急度答可申付事

10 タ ポツタ クシユ トノエチヤコク アン ルエ タハンナ

tapotta kusu tonon eakoko an ruwe tap an na  
今度こそは殿様の罰があるぞ

一 御用状継立並御役人通行之節ハ

11 トノ カンビ ウルラセ子 トノカモイウタレ バヨカエカタ

tonon kanpi urura hene tonon kamuy utar payokay ka ta  
殿様の書状を運ぶのも殿様達が通行する時に  
人足等無遅滞相勤可申候事

12 クンジキーウタレ トナシノサヌワ エパカシ子ノエキクニ子ナ

kunci ki utar tunasno san wa epakasi neno iki kuni ne na

労役する人々はすぐに出て指示通りすべきであるぞ

あ屋し

一 異國船並難破船等見請候ハ、

13 ロクント チブ エカヌ □□□□□□ チブアヌカラワ子ヤキ子

ヲヤモクテ

rokunto cip ? oyamokte cip a-nukar wa ne yakne

外国船と怪しい船を見たら

早速御役人詰合江相届可申事

14 トナシカタ コタンコロトノカモイ ラッタ アンヌレクンヘ子ナ

tunas ka ta kotan kor kamuy ot ta an-nure kun pe ne na

早く村役人に知らせるべきものであるぞ

一 軽物之儀年々出増候よふ

15 コシ子 チヨキ エクバ カシユノ エ ポロ シヤンケ クニ

kosne ciyoki ek pa kasuno e-porosanke kuni

毛皮を来年より一層たくさん出すように

「フィルム No. 1～5」68ページ

出精い多し候可申事

16 コヤエキ シトエ ナン コン ナ

koyaykestuye nankon na

精を出すのだぞ

一 火之元大切入念取扱可申事

17 アベ ビリカノ ア子ヤムクニ ヤエラムノ シカルンカラカエデヤ

ape pirvano an-eyam kuni yayeramno sikarunka okay ?

火をよく大切にすることを忘れるな(?)

一 軽物者勿論諸産物一品

18 コシ子 チヨキ キカヌ 子フ チヨキ シ子フ

kosne ciyoki ? ciyoki sinep

毛皮でも何の品物でも一つ

た里とも船方其外江

19 セ子 チブラクル モシマノ セ子

hene cip o kur mosmano hene

でも船の人以外にでも

交易い多寿尔おゐてハ

- 20 ウゴエホク フロウシベ アヌ ワ子 ヤキ子  
ukoihok orouspe an wa ne yakne  
売買する話があったならば  
敵重咎可申付事
- 21 ヨブケノボ パアセ エコランバ アン ルエ タハンナ  
yupkenopo pase ? an ruwe tap an na  
敵しく敵重な罰(?)があるぞ
- 一 常々漁事出精い多し
- 22 ランマ アンコロチヨキ コヤエキ シトエ ウトロタ  
ranma an-kor ciyoki koyaykestuye uturu ta  
いつも産物に精を出す合間に  
食料貯置差支なき様
- 23 ハル子 クンベ エヤイ ユブ エベ シヨモ シリキラブ  
haru ne kun pe ? ipe somo sirkirap  
食料となるものも心配しない

「フィルム No. 1～5」 69ページ

○ □□□もレタシケプ エトエタクニ

retaskep etoyta kuni

ムウロ

mur

ムロカン子

?

い多し尤作物等も追々

□□□

- 24 イエカラ、 シユイ エマカケワ土人エトエタワムウロ タンエキリ  
i-ekarkar suy imakake wa 土人 etoyta wa mur tan ikir  
ようにせよ。また、それから植えたものを(?)

ムロカン子

?

アマ、ケウシト

?

粟 ムジロ

munciro

シフシケ

sipuskep



	キテナアマム
	?
	ムリクン子
	murikunne
モツ粟	リテンムチロ
	riten muncirogyoume
麦	メングロ
	menkuru
稗	アイラシアマム
	?
	トナシアマム
	tunas amam
	ピ アバ
	piapa

心懸可申事

- 25 アンカルクシ ヤエコヘバケレクンベ タバンナア  
 an-kar kusu yaykopepeker kun pe tap an na  
 作るように配慮すべきものであるぞ  
 一 親子兄弟夫婦を者しめ
- 26 ウボコロクル エリワケウタレ ウムレツ クル  
 upokor kur irwak utar umurekkur  
 親子兄弟夫婦  
 親類とも睦敷い多し候儀者
- 27 ウアバ コロクル ウエカタヨロツケ キー アナキ子  
 uapakor kur uekatayrotke ki anakne  
 親類が仲良くすることは  
 勿論都而土人共中能
- 28 エカン ネブラヒツタ トジンウタレ コシラムシユイ  
 ? nep opitta *tocin* utar kosiramsuy-  
 何事も皆考慮  
 い多し男女年頃ニおよひ
- 29 バワ ヲツカエセ子 メノコセ子 シユクブノ ワ子  
 pa wa okay hene menoko hene sukupno wa ne  
 して男でも女でも成長し  
 候ハ、役土人共世話い多し
- 30 ヤキ子 シヤバ子トジンウタレ イコウルシユツケ  
 yakne sapane *tocin* utar ikoorsutke

たならば村長達がすすめて

縁組為致可申事

31 ウトモヌ カレ ナンコロナア

utomnukare nankor na

結婚させるのだぞ

「フィルム No. 1～5」70ページ

土人とも私ニ他場所江参候儀

32 トツンウタレ シヨカエラメシカレノ ラヤコタンタ コバヨカイ

tocin utar siyoka eramesikari no oya kotan ta kopayokay

アイヌ達は勝手に(?)他の村へ往来することは

不相成候若無據用事ニ而

33 エアエカブルエタバンナ コロカ カトアンベ クシユ

eaykap ruwe tap an na korka katu an pe kusu

できないのだぞ。だが、理由があるので

罷越候節ハ詰合江願出

34 ヲマンナンルシユイ ワ子ヤキ子 コタンコロトノカモイヲレ子 シエランボケ

ウエナレワ

omanan rusuy wa ne yakne kotan kor tonon kamuy orene sieranpokiwenar wa

往来したいのであれば村役人のところへ憐れんでもらって

差圖を可請事

35 エバウデンケ子ノ エキ ナンコロルエ子ナ

epawetenke neno e-ki nankor ruwe ne na

指示の通りにするのだぞ

一 喧嘩口論者勿論言葉を

36 ウコエキ ウチヤタエバ エカン シユト エサマブ子ワ子ヤツカ

ukoyki ? ? ? ne wa ne yakka

喧嘩、口論(?)は勿論(?)

ユミ聊尔ても徒具なひか満しき儀

37 ウシヤエホカンバレ ホンノ セ子 アシンベ コロ クニ アナキ子

usa ihokanpare ponno hene asinpe kor kuni anakne

様々な困難(?), 少しでも賠償することは

堅い多須間敷候若相背ニ

38 エテキ キー ルエ タバンナ エキヤ アツカリ エタクカシバクル

iteki ki ruwe tap an na. ikiya akkari itakkaspa kur

決してしてはならないのだぞ。もし、言うことを聞かない者が

おゐてハ嚴重咎可申付事

- 39 アヌ ワ子 ヤキ子 ヨフケ□~~ハアセ~~ ウチヤコ、 アンルエタバンナ  
 an wa ne yakne yupke ucakoko an ruwe tap an na  
 いれば厳しい罰があるぞ

「フィルム No. 1～5」71ページ

一 會所支配人番人ニ至る迄

- 40 クワイシヨ コロヲヤカタ シエシヤモ ウタレ トラノ  
 kaisho kor oyakata sisam utar turano  
 会所の支配人、日本人と共に  
 随分親しみい多し可申
- 41 エランマカ、 ウヌヌカレ ウエブヌ ナンコンナ  
 iranmakaka ununukare ? nankon na  
 よく仲良く(?)するのだぞ  
 其上非分之儀有之候ハ、
- 42 エ子キヤツカイキ ヲロイシヤマノ ウエンクラシバ シエシヤモアヌワ子  
 ヤキ子  
 ene ki yakkayki oro isamno ? sisam an wa ne yakne  
 そうしても悪い(?)日本人がいたならば  
 早々可申出事
- 43 トナシ トナシ アシヌレ ナンコンナア  
 tunas tunas an-nure nankon na  
 早く知らせるのだぞ  
 右之通申渡候間其外申渡□候趣相守可申物也  
 エツヌレアンナ
- 44 カモイイタクアエ子アンコラツ タ子ヲカケアンルエ子アワ モシマ ヤエラム  
 ノア子ウバカシヅ エムツケウト子コロナンコンナ  
 kamuy itak ene an koraci eci-nure-an na. tane okakean ruwe ne awa mosma ? nankon na  
 殿様の言葉をこの通りに私はお前達に聞かせるぞ。今終わったが、他の教え(?)も  
 しっかり(?)守るのだぞ。

### 3. 2. 加賀家文書「申渡1」のアイヌ語注解

以下に現代の諸資料に基づく注解を示す。なお、光丘文庫の申渡についての注解を「光丘9行目」のように示したので、その個所の注解も参照されたい。なお、これら以外にも問題とすべき点は多いと思われ、今後に課題を残している。

3行目 ウヲラユカ : uoraika ‘to command’ (Batchelor1938:535)。エムツ : 不詳。

4行目 ヤエヌカコロ : yai-itak たゞごと、そらごと (久保寺1992 : 308) の例より、yay-noka-kor 「普通の形を持つ」のような形式に相当するものであろう。シユイ : suy 「また」 (千歳方言)。ただし、ここでの用法のような等位接続的な用法は千歳方言では見られない。ヌシケ : 服部 (1964 : 236) によれば noski という形式はあるが、\*nuski、\*nuske のような形式は報告されていない。

5行目 アノアシ : an-oasi 「我々が～に～を立てる」のような形式か。ただし、これまでのところ、\*oasi という形式は実際にはどの資料にも見いだされていない。エキリ : suwop ikir 「宝箱の列」 (千歳方言) のような例があるので、cip ikir 「船の列」に相当する形式か。

6行目 ウセ チフ : 不詳の形式。‘use ordinary’ (Batchelor1938 : 542) と関係あるか。「ただの船」の意を表そうとしたものか。シウエンテ : siwente 「遅イ、徐行スル」 (久保寺1992 : 255)。ただし、ここでは「難破する」意で用いられている。アヌワ : an wa 「あつて」に相当する形式か。ただし、発音としては[anuwa]のような発音であり、音韻的にも/anuwa/に該当するサンディー形式であった可能性がある。例えば、この種の発音は上田トシ氏(沙流方言)の資料に現れる(佐藤2002 : 54)。例 k-an wa [kanuwa]「私がいて」。

7行目 子アビ : 不詳。nea 「例の、その」 (千歳方言)、p 「もの」 (千歳方言)。ただし\*neap 「それ」という形式は千歳方言にはない (光丘9行目の注解も参照)。ただし、光丘9行目でも「子アベ」となっていて同一の形式を表記したものと考えられるので一考を要する。ウシヤブリ : usa kikir 「色々な虫」 (千歳方言) のような例から考えると usa puri 「様々な振る舞い」のような形式に相当するものか。

8行目 モーモツヘ : momok ‘common, vulgar’ (Batchelor1938:301)、pe 「もの」 (千歳方言) に相当する形式か。シリヌエナ : 不詳 (光丘11行目の注解参照)。

9行目 シユト シヤラ : 不詳 (光丘11行目の注解参照)。ただし、光丘11行目でも「シユトサラ」であり、同一の形式を表記したものと考えられるので、なお一考を要する。

10行目 タ ポツタ : tapotta 「今度」 (八雲方言) (服部1964 : 257)。エチャコク : 光丘12行目の注解参照。ただし、ここでも「エチャコク アン」となっており、同じ形式を表記したと見られる点は一考を要する。また、共に「エチャコク」のように、現代の ecakoko とは微妙に異なる表記を行っていることも注目される。

11行目 ウルラ : orura 「～に～を運ぶ」 (千歳方言) のような例を考慮すると tono kanpi orura 「殿様に手紙を届ける」のような形式に該当するものかもしれない。或いは「継立」のような日本語を考慮すると、アイヌ語としては意味的におかしいのではないかと思われるが、urura 「互いを運び合う」である可能性もあるか。

12行目 エバカシ : epakashi ‘teaching’ (Batchelor1938 : 122) とある。

13行目 エカヌ : 不詳。ただし、光丘16行目でも「エカヌ」とあるのは一考を要する。

15行目 エボロシヤンケ : 光丘21行目注解参照。

16行目 コヤエキシトエ : 光丘22行目注解参照。

17行目 ヤエラムノシカルンカ：光丘19行目注解参照。なお、ここでも「ヤエラムノ」と「ノ」が入っている点は注目される。なお、ここで「シカルン」となっていることは光丘の「シカルシ」の「シ」が誤写に基づく可能性があることを示している。ヲカエデヤ：不詳。

18行目 キカヌ：不詳。13行目の「エカヌ」と同じ形式とみられる。或いは*\*i-ka-un*「ものの上にある(?)」のような形式で、「及び」のような意味を表そうとしたものか。

21行目 エコランバ：ikorampa ‘to scold’ (Batchelor1938 : 186)とある。なお、対応する光丘26行目では「エチヤコク」となっている。

23行目 エヤイユブ：不詳。なお、光丘28行目も「エヤエユフ」となっており、同じ形式を表記したとみられる。レタシケブ：retaskep「まぜごはん」(美幌方言)(服部1964 : 92)。ムロカン子：不詳。アマ、ケウシト：不詳。シフシケ：sipuskep「あわ(うるち)」(知里1953 [1976] : 231)。キテナアマム：不詳。ムリクン子：murikunne「あわ」(知里1953 [1976] : 231)。リテムムチロ：riten munchiro「あわ(うるち)」(知里1953 [1976] : 231)。メングロ：menkuru「きび」(北海道教育委員会1984 : 15)。アイラシアマム：ayusamam「蝦夷稗」(知里1953 [1976] : 293)。「ラ」は「ウ」の誤写か。トナシアマム：不詳。ピアバ：piyapa「ヒエ」(知里1953 [1976] : 228)。

26行目 ウムレツクル：umurekkur「夫婦」(八雲、旭川、名寄、宗谷)(服部1964 : 45)。なお、光丘30行目ではウルメクロ urumekkur (美幌)(同)。

32行目 ショカエラメシカレノ：不詳。光丘35行目では「ショカエラマシカレノ」となっている。

34行目 ヲレ子：orene「〜へ」(釧路アイヌ語の会2004 : 93)。シエランボケウエナレ：sieranpoki-wenyar「人に自分を憐れんでもらう」(?)という形式に相当するものか。

35行目 エバウデンケ：epawetenke「それについて触れをする」(久保寺1992 : 64)。光丘38行目では「エシヤヲテンキ」で語形が多少異なる点に注意される。

36行目 ウチャタエバ：不詳。光丘39行目は「ヲチャタエハ」で、やはり同じ形式を表記したものである。

37行目 エホカンバレ：不詳。ihonkanpare「物事を難しくする」(?)という形式に相当するものか。

38行目 エキヤアツカリ：不詳。光丘40でも「エキヤアツカリ」。

41行目 ウエプス：不詳。

42行目 ヲロイシヤマンノ：oro-isam-no ‘without a price’ (Batchelor1938 : 362)。ただし、この文脈には合わない。ウエンクラシバ：wenkurashpa「怒鳴る」(久保寺1992 : 306)。

43行目 アシヌレ：アンヌレ an-nure「我々が聞かせる」の誤写か。ただし、そのままでは意味が合わない。

44行目 ヤエラムノア子ウバカシブ：不詳。エムツケツト子コロ：不詳。ただし、光丘5行目では「エムシケウトム子コロ」となっており、同じ形式を表記したものとみられる点に注意される。

### 3. 3. 加賀家文書「申渡2」の翻刻

次に、加賀家文書中の少し長い申渡(これを申渡文2と仮称する)の翻刻を示す。翻刻の体裁は

前節の「申渡文1」の場合と基本的には同一である。

[申渡文2]

「フィルム No. 21～25」19ページ

- 1 ショヤナスシトシヨリシユ モシマ ラカイ メノコ セカツタレ 子 ワ  
子 ヤツカイキ

*shoya nanushi toshiyorishu mosma okay menoko hekattar newa*

庄屋、名主、年寄衆、その他の女子供も

バアセ

- 2 トノカモイ ラロワノ ラムシヤ イタクサンナ ヤエカタヌワ コキアエヌ  
ヤン

*tono kamuy or wano umusa itak san na. yaykatanu wa kokianu yan*

殿様からのオムシヤの言葉が下るぞ。恐縮してよく聞きなさい

一 公儀者勿論御家を重し

- 3 エント ツマエレカモイ コバクン エカヌ センタイ ヤカタサマ ラロシベ  
コヤエカタヌ

*ento cimayri kamuy kopak un ? sentai yakatasama orouspe koyaykatanu*

江戸の將軍様へ、それに仙台の殿様の話に恐縮せよ

御制札表之通御法度之趣

- 4 モシリカシケヲマトノエレンカカタ ウバカシノコラツ ウラライカカト  
mosir kaske oma tonon irenka ka ta upakasnu koraci ? katu

国の上に存在する殿様の規則の上の教えの通り禁止事項(?)は

堅相守可申事

- 5 子一ダバツクノ エムツテ ケウトモ コロナンコンナ

*neyta pakno ? kewtum kor nankon na*

いつまでも心に留めるのだぞ

「フィルム No. 21～25」20ページ

一 父母尔孝行を専一ニ致し夫婦兄弟事

- 6 ウボコロクロ ウヌヌカラクン ウムレツクル

*upokor kur ununuka ? umurekkur*

親子が互いを大事にし(?)夫婦

諸親類睦敷万事正直尔可致候

7 ウアハコロクル エカン エウコラリ土人ヲヒツタアंकニコラツ

ウエカタヨロツケナンコンナ

uapakor kur ? eukorari *dojin* opitta an kuni koraci uekatayrotke nankon na

親類も(?)縁戚も(?)皆、本来あるべき様に(?)付き合うのだぞ

一 日之丸並中黒御印

8 レクトコカモイヤエヌカコロシユイヌンケ

? kamuy yaynukakor suy noski

日のただの形の付いた、また、まん中

赤丸曜之御印

9 フウレカ子 シ子ヘサン シカナツケ リコブ スカコロ イナヲ

hure kane sinepesan sikannatki rikop noka kor inaw

が赤い九つの丸い星の形が付いた御幣

相立候御船者勿論

10 アノアシワ エントカモイ子ワ センタイ ヤカタサマ ベンザイ エキリ子

an-oasi wa ento kamuy newa *sendai yakatasama* pencay ikir ne

が立てられていれば将軍と仙台の殿様の船の列である

クシユ マシケノ

kusu maskinno

から一層

「フィルム No. 21～25」 21ページ

賣船多りとも難船有之節

11 ヤシ ベンザイ エキリ 子ワ子 ヤツカエキ シウンテ チヅ アヌワ子ヤキ子

? pencay ikir ne wa ne yakkayki siwente cip an wa ne yak

交易船(?)の列であっても難破船があったならば

別而大切尔致候聊之品たり共

12 子アブ マシケノ ア子ヤムワ 子ブモーモクベ子ワ子ヤツカエキ

nea p maskinno an-eyam wa nep momok pe ne wa ne yakkayki

それを(?)一層大切にして何か些細なものであっても

か具し置後日相顕ニおゐて者

13 シリスエナツカ セ子キワヲカケタ シユト シヤラ ワ子ヤキ子

simuyna ka henne ki wa okake ta ? wa ne yakne

隠し(?)はせずに後で露見(?)したならば

急度答可申付事

14 タボツタ クシユ ヨブケ ウチヤコク アン ルエ タバンナ

tapotta kusu yupke ucakoko an ruwe tap an na

今度こそ厳しい罰があるぞ

一 異國船者勿論怪敷帆形之船

15 フーレシシヤモロクント エカヌ ラヤムクテ カヤカトコロ ツビ

hure sisam rokunto ? oyamokte kaya katu kor cip

外国人の船と(?)怪しい帆を持つ船

「フィルム No. 21～25」 22ページ

見請候ハ、早ク注進可致候

16 アヌカラ ワ子ヤキ子 トナシヽ アシヨロ コロ ナンコンナ

a-nukar wa ne yakne tunas tunas asurkor nankon na

を見たならば早く知らせるのだぞ

一 海岸濱手之儀者兼而村方一同申合

17 ルツシヤマ ビシヨロテキシヤマアナキ子 ヤエラムノ土人ヲビツタ ウエタク

ス

rur sam pis or teksam anakne ? *dojin* opitta uitaknu

海岸浜手はみんなで言いつけを守って

昼夜見廻異変之事

18 シリベケレクン子ヤツカヒシカ子 ラタヌカラ ホタシノ ヲロシベ

sirpeker kunne yakka piskani otanukar hotasnu oruspe

昼も夜もあたりを見回れ。怪しい事が

19 アヌワ子ヤキ子 トナシヽ アンヌレ ナンコンナ

an wa ne yakne tunas tunas an-nure nankon na

あったならばすぐに知らせるのだぞ。

「フィルム No. 21～25」 23ページ

一 御用状繼立並御役人通行之節

20 トノカンビ ウルラ セ子 トノカモイ ハヨカエカタ

tono kanpi urura hene tono kamuy payokay ka ta

殿様の書状を運んだり、殿様が通行する時

人足等無遅滞相勤可申事

21 クンツキ ウタレ トナシコンノ シヤヌワ イチャラテンケ 子ノイキナンコ

ンナ

kunci ki utar tunas ? san wa icaotenke neno iki nankon na

労役をする人々はすぐに出て命令通りするのだぞ

一 火之元大切入念取扱可申事



22 アベ ヒリカノ ア子ヤムクン子 ヤエラム シカルンカ ラカイテヤ  
ape pirkano an-eyam kuni ne yayeramsikarunka okay ?

火をよく大切にすることを忘れるな(?)

一 漁業之儀者支配人番人

23 チヨキ コエキカタ コロ ラヤカタ シシヤモウタレ ラロワノ  
ciyoki koyki ka ta kor oyakata sisam utar or wano

品物を取った上で自分の親方である日本人達から

「フィルム No. 21～25」 24ページ

差圖尔随ひ出精い多し

24 エハカシカト スアシノワ ホロノヲシコニ クニ子ナ  
epakasi katu nuasnu wa poronno oskoni kuni ne na

指図をまじめにたくさん追いかけるべきものだぞ

食料貯置無差支様心懸可申候

25 シユイ ハル子クンベ エカナイワ エベシヨモ シリキラブクニ ヤエコヘ、  
ケレ ナンコンナ

suy haru ne kun pe ? ipe somo sirkirap kuni yaykopepeker nankon na

また、食料となる筈のもの(?)食べ物を心配しないように考えるのだぞ

一 開墾<sup>かい</sup>之儀者重き御趣意ニ有之候間

26 アシリエキン子子フエトエタ シピラシヤクン子ハアセヘケレエレンカアンルエ子クシユ  
asir ikin ne nep etoyta sipirasa kuni ne pase peker irenka an ruwe ne kusu

新しく何か植える事が(?)開けるように重い命令があるのだから

漁業手透之節者耕作をも精々

27 エラウケトバ ウトツタ シサモレタシケブ エトエタワ ハル子 クニ  
irawketupa utut ta sisam retaskep etoyta wa haru ne kuni

仕事の合間に日本人の作物を植えて食べ物になるように

心懸可申候

28 ヤエコヘ、ケレ ナンコンナ  
yaykopepeker nankon na

考えるのだぞ

「フィルム No. 21～25」 25ページ

一 御軽物之儀者年々増候様出精

29 コシ子 チヨキ エクバ カシユノ エホロシヤンケクニコヤエラントエ  
kosne ciyoki ek pa kasuno e-porosanke kuni ?

毛皮、熊の胆を毎年以上にたくさんだすように精を出す(?)

致し勿論諸産物売品たりとも番人

- 30 ナンコンナ シユイ 子ブ チヨキ シ子ブ セ子 シシヤモウタレ

nankon na suy nep ciyoki sinep hene sisam utar

のだぞ。また、どんな産物も一つでも日本人

船方其外へ交易致候儀者

- 31 ツホラクル モシマノ セ子 ビノボ ウコラムバシノヨルクニ アナキ子

コロ

cipo kur mosmano hene ?? anakne

の船員、その他へでも、(?)、

曲事ニ候間堅相守べし

- 32 ウラライカ アンルエ子クシユ エムツケトモ コロ クンナ

uorayka an ruwe ne kusu ? kewtum kor ?

違反(?)があるのだから固く(?)心懸ける(?)べきものだぞ(?)

若相背尔おゐて盤

- 33 ヤツカイキ シヨモ ヌウボコノウシヤエキロツベアヌワ子ヤキ子

yakkayki somo ? usa iki rok pe an wa ne yakne

しかし、違反したものがいたならば(?)

厳重答可申付事

- 34 ヨフケ イチャコク アンルエ タバンナ

yupke icakoko an ruwe tap an na

厳しい罰があるぞ

「フィルム No. 21~25」 26ページ

- 一 喧嘩口論言葉ユミ聊ニ而も

- 35 ウコエキ ウチャダエバ エカヌ 子ブカトエサマブ ウシヤ エホカンバレ

ukoyki ?? nep katu isam a p usa ihokanpare

喧嘩、口論(?)、及び(?)、何か理由なしに色々と難題を起こす(?)のは

つくなひか満しき堅致間敷

- 36 ホンノセ子 アシンベコロクニ ウララエカ アンナ

ponno henne asinpe kor kuni uorayka an na

わずかでも賠償を取らないように命令があるぞ。

若背もの厳重答可申付事

- 37 エキヤ アツカリ エタツカシバ クルアヌワ子ヤキ子 ヨブケイチャコクアン

ルエタバンナ

ikiya akkari itakkaspa kur an wa ne yakne yupke icakoko an ruwe tap an na

もし、違反して(?)、無視する者がいたならば厳しい罰があるぞ。

一 病人等有之候得者早々願出療治

38 シエイワアヌウタレ 子イコラツ トナシノ 會所 ラツタ スレワカンヅ

siyeye wa an utar ne i koraci tunasno kaisho ot ta nure wa ?

病気の人々はその通りに早く会所に知らせて

相請可申尤老人<sup>グワンクワ</sup> 輾軻或者不具

39 エレルエタバンナ セカエワアバシヤクウタレ ヤエウエンノ

? ere ruwe tap an na hekay wa apa sak utar yayewenno

(?)を食べさせる(?)のだぞ。年を取って身内のない人々、体の不自由な

之者難儀不致候様村役之者厚致

40 クル ヤエラムコモ シヨモ キ クニ シヤバ子ウタレ ラロワノ ウエ

kur yeyeramkomo somo ki kuni sapane utar or wano ue-

人が困窮しないように主だった者共から

「フィルム No. 21～25」 27ページ

世話申出候様可致然ル上者御手当を

ヤ

41 ヘバケレキワ子ヤキ子エトカシカ~~ヲ~~ヅキヤラ

pepeker ki wa ne yakne etuyaskarap ?

配慮(?)をしたならば憐れむ

可被成下候事

42 ナンコンナ

nankon na

のだぞ

一 土人共私ニ他場所江参候儀不相成若

43 トツンウタレ シヨカエラメシカレノラヤコタンタ コバヨカイ ハツト

アンルエタハンナ コロカ

tocin utar siyoka erameskare no oya kotan ta kopayokay hatto an ruwe tap an na korka

アイヌ人が密かに(?)他の村へ往来することは法度であるぞ、しかし

無抛用事ニ而相越候節者詰合江

カトアンバクシユ ラマナンルシユイワ子ヤキ子 コロトノカモイラツタ

katu an pe kusu omanan rusuy wa ne yakne kor tono kamuy ot ta

理由があつて往来したいならば殿様へ

願出指圖を可受事

44 シヨカムケレワラヤカタトンツイチャヲテンケ子ノ

エキナンコンナ

siyokamkire wa oyakata tunci icaotenke neno e-ki nankon na  
願いを出して(?)親方、通詞の命令の通りにするのだぞ

「フィルム No. 21～25」28ページ

一 會所支配人番人稼方ニ至る迄随分

45 アンコロトノヲヤカタシシヤモウタレトラノエランマカ、 ウエ

an-kor tonoyakata sisam utar turano iranmakaka ue-

我々の殿様、親方、日本人とよく仲良く

親敷い多し可申候其上非分の儀有候ハ、

46 カタヨロツケウエブヌナンコンナ エ子キヤツカウシヤエヲロシヘ

katayrotke ? nankon na ene ki yakka usa e-oro us pe

するのだぞ。しかし、何か色々な事が(?)

早々可申出事

47 トナシ、アンヌレナンコンナ

tunas tunas an-nure nankon na

(あれば)すぐに知らせるのだぞ。

一 男女共年頃ニ成候ハ為致縁組獨身

48 ヲツカイ メノコセ子 シコブヌ ワ子ヤキ子 ウイトモヌカン マツホシヤツクル

okkay menoko hene ? wa ne yakne utomnukar mat po sak

男女ともに年頃になったら結婚させよ。妻子がない

之者無之様村役之者弥、世話致し

49 シヨモ アンクニ子 シヤバ子ウタレ ウエヘケレカ子ウコウル

somo an kuni ne sapane utar uepepeker kane ukoor-

ことがないように上の者達が考慮して勧める

可申事

50 シユツケナンコンナ

sutke nankon na

のだぞ。

「フィルム No. 21～25」29ページ

一 <sup>トフトヲ</sup>徒黨を結び所を噪し惣而所江

51 ウシヤヲロシベウイユトカルワ コロコタン エランボタラレ 子ブ エラナカ

usa oruspe ? wa kor kotan iranpotarare nep iranakka

色々なことを、(?)、村に騒動(?)

阿多をなし候もの有之ニおみて盤

52 ヲロシベ子ナイエキカツチャマクル アヌワ子ヤキ子

orospe ? kur an wa ne yakne

事、(?)、人があったならば

可為曲事多とへ同類たり共直ニ注進

53 ヨブケイチャコクアンナ ケアンナク シ子サンベコロクル子ワ子アンコラツウンヌレヤツカ

yupke icakoko an na keannakun sine sanpe kor kur ne wa ne an koraci un-nure yakka

厳しい罰があるぞ。勿論、仲間であっても(?)その通りに知らせる

致候ハ、其咎をゆるし候褒美可被下候事

54 ワ子ヤキ子 子ワノウシヤエキ マコマレワ エラミイ アンクニ子ナ

wa ne yakne ne wa no usa iki mak omare wa iramyne an kuni ne na

のであれば、その(?)色々な行いは不問にして褒めて遣わずぞ。

一 不寄何方ニ惣而山林江野火付候儀堅

55 子一タ コタン 子ワ子ヤツカエキ ニタイ ノブカカタ シリヲファイカクンベ

ney ta kotan ne wa ne yakkayki nitay nupka ka ta siruhuyka kun pe

どこの村でも森、原野で火事が

「フィルム No. 21～25」 30ページ

致間敷事

56 エテキ キー ナンコンナ

iteki ki nankon na

ないようにするのだぞ。

一 當所御家御領地尔被成下御か多め向

57 タバンコタン アコロセンタイサマヲツタ コレコロニウヤルエアナキ子

モシリカシエブンキ

tapan kotan a-kor sendaisama ot ta ? anakne mosir kasi epunki

この村、我々仙台の殿様へ、(?)、土地を警護する

之儀者勿論村方御撫育とも尔

58 エカラカラ カエキ 土人ウタレ ウレシカカト子ワ子ヤツカ

ekarkar kayki 土人 utar ureska katu ne wa ne yakka

こともアイヌ人の暮らしも

深く御吟味被相□諸事不目届

59 エランマカクヲロスカラカ子 ネプエイヌピタラ子

iranmakaka oro nukar kane nep einupitara ne

よく面倒を見る(?)ようにして何も嫌なことが

之儀無之様被成下候間安心致し

- 60 クンペ イシヤマ クニ エツタレカシケシツカマ ナンコロクシユ  
kun pe isam kuni eci-utari kaske sikkama nankor kusu  
ないようにお前達の身の上を守るのであるぞ。だから、

「フィルム No. 21～25」 31ページ

産業相励可申事

- 61 イラウケドハカタ ウコウルシユツケ ナンコンナ  
irawketupa ka ta ukoorsutke nankon na  
仕事の上でも(?)互いに励まし合うのだぞ。  
右條々堅可相守もの也
- 62 子ワノイタク エキリエランマカ、ケウトモカシア子ラワツケ  
ラカエナンコンナ  
ne wa no itak ikir iranmakaka kewtum kasi ? okay nankon na  
これらの(?)言葉の列をよく心の上に、留めて(?)置くのだぞ。

### 3. 4. 加賀家文書「申渡2」のアイヌ語注解

2行目 コキアエヌ：光丘3行目注解参照。光丘申渡においても「エコキアヌ」のように現代の形式とは多少異なる形が書かれている点が注目される。なお、「コキアエヌ」は「エコキアヌ」の誤写である可能性もある。

3行目 ツマエレカモイ：chimaire-kamui ‘the Emperor of Japan, a governor’ (Batchelor1938: 80)。ここでは「将軍」を指すか。

7行目 エウコラリ：u-korari 結婚、結婚する (久保寺1992: 292)。

11行目 ヤシベンザイ：不詳。

17行目 ヤエラムノ：不詳。ウエタクヌ：uitaknu「相談する、承諾する、よく命令を聞く (久保寺1992: 289)。

18行目 フタヌカラ：hotanukar「様子を見に行く」(千歳方言)、ホタシノ：hotasnu「不安である、非常な危険を感じる」(田村1996: 205)。

20行目 ウルラ：rura 加賀[1]11行目の注解参照。カタ：光丘14行目注解参照。

21行目 イチャヲテンケ：光丘14行目注解参照。

22行目 クン子：クニ子の誤写か。ヤエラムシカルンカ：ramushikarun ‘to remember’ (Batchelor 1938:412)という形式から yayeramusikarunka という形式(「自分に～を思い出させる?」)が推定されるが実例は未確認。

24行目 エハカシ：加賀[1]12行目注解参照。ヌアシノワ：nuashnu ‘sober’ (Batchelor1938: 335)。ヲシコニ：oskoni「(獲物に)追いつく」(千歳方言)。

- 25行目 エカナイワ：不詳。加賀[1]28行目では「エヤエユフ」とある。
- 26行目 アシリエキン子：ashirikinne「更にこの度は、又更に、今一度又更に」（久保寺1992：31）。シピラシヤ：田村（1996：644）「広がる」。クン子：不詳。「クニ子」（kuni ne「～するように」）の誤写か。
- 27行目 エラウケトバ：irawketupa「働く」（静内方言）。レタシケブ：retaskep「まぜごはん」（美幌方言）（服部1964：92）。
- 28行目 ヤエコヘ、ケレ：光丘29行目注解参照。
- 29行目 コヤエラントエ：光丘22行目注解参照。
- 31行目 ビノボ：不詳。ウコラムバシノ：不詳。
- 32行目 ウヲライカ：加賀[1]3行目注解参照。ケトモ コロ：kewtum korか。33行目 シヨモヌウボコノ：不詳。
- 35行目 ウチヤダエバ：不詳。
- 39行目 セカエ：hekey「年を取る」（幌別方言、宗谷方言）（服部1964：36）。ヤエウエンノ：yayewen「体のどこかに不自由なところがある」（田村1996：848）。
- 40行目 ヤエラムコモ：yairamkomo「もうたまらぬ、堪へがたい」（久保寺1992：312）。
- 41行目 エトカシヤラブ：etuyashkarap「不憫である」（久保寺1992：71）。キヤラ：不詳。
- 43行目 シヨカエラメシカレノ：不詳。光丘35行目注解も参照。erameskari「知らない」（旭川方言）（服部1964：160）。
- 44行目 シヨカムケレ：siyoka「自分の後ろ」。amkir「知る」（千歳方言）。
- 46行目 ウエブヌ：不詳。
- 48行目 シコブヌ：不詳。「シユクブ」の誤写か。
- 51行目 ウィユトカル：不詳。エランボタラレ：irampotarare「喧しい」（久保寺1992：106）。iranakka「うるさい」（千歳方言）。
- 52行目 子ナイエキカツチャマ：不詳。
- 53行目 ケアンナク：keannakun ‘yes, exactly, of course’（Batchelor1938:242）。
- 54行目 iramye「人をほめる」（静内方言）。
- 57行目 コレコロニウヤルエアナキ子：不詳。
- 59行目 エイスビタラ：einupitara ‘to not want or like’
- 62行目 ア子ラワツケ：不詳。

#### 4. 『積丹町史資料』所載のアイヌ語申渡文の翻刻、注解

この資料の原本は、積丹場所運上家の手代兼通辞を務めた小松屋藤吉が残した文書の一つである「万延弐歳 所用留」に含まれているものである（積丹町史編纂委員会1977：93—94）。以下の翻

刻は掲載されている写真によった。

#### 4. 1. 『積丹町史資料』「申渡」の翻刻

ラムシヤ申渡

- 1 乙名小使ウタレウエシヤモンノイタカンテキ  
ottena kontukay uesamanno itak-an ciki  
村長、小使共に、我々が言うから
- 2 ヒリカノエヌヤンカムイラムシヤトノラムシヤ  
pirkano inu yan. kamuy omusa tonon omusa  
よく聞きなさい。神のオムシヤ、殿様のオムシヤが
- 3 タンナントラツタアンルエタバンカムイヲロワノ  
tanantotanaruweta ban kamuyorowanon  
これからあるのだ。殿様から
- 4 テランケソンコタエタツキヤエカタノエシ  
ciranke sonko ku-itak ciki yaykatanu eci-  
下る知らせを私が言うから恐縮してお前達が
- 5 スクニフタバシカトエ子アニ  
nu kuni p tap an. katu ene an i.  
聞くべきだぞ。中身はこうだ。
- 一 公儀重し御制札表
- 6 エントカムイハナセタラアヌウクンフタバシカムイエハカシ  
entokamuyasetara a-nu kun pe tap an. kamuy epakasi  
江戸の殿様の言うことを重んじて聞くべきであるぞ。殿様の指示
- 7 テランケソンコチヌイフンタフンタカシケエコヤアラマツテ  
ciranke sonko cinu (?) kasike ekoyayramatte  
下る知らせを (?) 注意
- 8 ヤン  
yan  
しなさい
- 9 シヤマタシエチーヌワアナトエレンカ  
sama ta (?) irenka  
並んで、規則を  
並従前々御法度之趣
- 10 ユフナタラコヤエラマツテエキナンコンナ  
yupnatara koyayramatte e-ki nankon na  
しっかり注意するのだぞ  
堅く相守可申事



- 11 カンナエキリエ子アニ  
kanna ikir ene an i  
また列（条文）はこのようである
- 12 チユフノカヲマエナヲウサノシケクン子カムイエナヲ  
cup noka oma inaw usa noski kunne kamuy inaw  
太陽の形の付いた御幣も真ん中が黒い神の御幣を  
一 日の丸並中黒御印
- 13 アチアシアンカムイニマンナキ子シヤハ子セロニマム  
a-oasi an kamuy nimam anakne sapa ne heru nimam  
立ててある殿様の船は主な普通の船  
相立候御船者勿論賣船
- 14 子ワ子ヤツカツコウエンテシリアヌワ子ツキ  
ne wa ne yakka cip kowente siri an wa ne ciki  
であっても船を壊す有様があったならば  
堂りとも難破船有之
- 15 エランマカクエテランヘケンエキアンテキ  
iranmakaka eci-eranpoken iki an ciki  
よくお前達が憐れむ事があるならば(?)  
節者別而大切ニ致し
- 16 アムラシハツクノアンヘ子ワ子ヤツカヌエナヲカエ  
am ras pakno an pe ne wa ne yakka nuyna okay  
爪の破片程の物であっても隠して置かない
- 17 ヤ  
yan  
ように  
聊之品たりとも隠置
- 18 ヲカケタアハシテアンコラナキ子ハアセイバカシ  
okake ta (?) an kor anakne pase epakasi  
後で露見したんならば(?)思い罰  
後日相頭ニおゐてハ急度
- 19 カムイイバカシトノヲロワノエチカラクアンナ  
kamuy epakasi tonu or wano eci-ekarkar-an na  
殿様の罰が殿様からお前達に我々がするぞ  
答可申付事
- 20 カンナエキリエ子アニ  
kanna ikir ene an i  
又、条目はこうである

21 キムンチヨキ子ワナツ子ケシハアンコロコカトニツカー

kim un ciyoki ne wa ne yakne kespa an kor (?)

山の産物でも毎年(?)

一 軽物之儀八年々出増候様

22 アサンケクニコヤイチシトエエツキクニフタバ

a-sanke kuni koyaykestuye eci-ki kuni p tap an

出すように精を出す(?)ものであるぞ

出精い多し可申候

23 カンナエキリア子ア

kanna ikir ene an i

又条目はこのようである

ヤイケミセ

24 アベコツイランマツカクエウマレハシ□□クニ

apekot iranmakaka (?)

炬をよく(?)

一 火之元大切ニ入念取扱

25 エシエバトハレア

(?) ruwe tap an na

(?)のであるぞ

可申事

26 トノカンヒヲマナンイキヤツカトノハエカエ

tono kanpi omanan iki yakkayki tono payekay

殿様の書状が往来するのであっても殿様が往来する

一 御用状継立並御役人

27 ヲロク子ワ子ヤツカクンチキウタレエハウテン

oro ta ne wa ne yakka kunci ki utar ipawetenke

時にも労役をする人々に命じて

通行之節者人足等無

28 キコツチャウスノエシキクニツタハン

(?)するものであるぞ

遅滞相勤可申事

29 フーレニマム子ワ子ヤツカチフコウエンテシリ

hure nimam ne wa ne yakka cip kowente siri

外国船でも船を壊す有様

一 異國船並難破船等

30 スカルワ子ツキセンハノトノヲカエタ

nukar wa ne ciki henpano tonoka i ta

見たならば早く殿様のいる所に  
見請候□□早速御役人

- 31 エアシユラノクニフタバシー  
easuranu kuni p tap an  
知らせるべきものであるぞ  
詰合江相届可申事
- 32 アンナアキリエ子アニ  
kanna ikir ene an i  
又条目はこのようである
- 33 カムイニンケルシチヨキ子ワナツキ子シャハ子  
kamuy ninke rus ciyoki ne wa ne yakne sapa ne  
熊の胆、毛皮であれば主立った(?)  
一 軽物之儀ハ勿論諸産物
- 34 ホ子ワ子ヤツカツボクルウタレシリモシマアマ  
(?) ne wa ne yakka cipo kur utar sirmosma ama  
であっても水主達、その他に(?)置く  
一品たりとも船方其外江
- 35 ヤエヨクコラナツキ子ユフケエバカシトノエバカシ  
yayeyyok kor an yakne yupke epakasi tonu epakasi  
勝手に売る(?)ならば厳しい罰、殿様の罰を  
交易い多しおゐてハ
- 36 エツカラクアナルエタハンナー  
eci-ekarkar-an ruwe tap an na  
私達がお前達にするのであるぞ  
厳重之咎可申付事
- 37 カンナエキリエ子アニ  
kanna ikir ene an i  
又、条目はこのようである
- テキサマ
- 38 ランマカ子エキ■エラウケトバコヤエケントエ  
ranma kane iki irawketupa koyaykestuye  
いつものように仕事に精を出し  
一 常々漁業出精い多し
- 39 エキアンチキ  
iki an ciki  
そうするならば(?)
- 40 ハル子ヤツカシツカシマエヘハエタソムキクニ

haru ne yakka sikkasma ipe hayta somoki kuni

食料でも注意して食物が足りなくなることがないように  
食料貯ひ置無■差支

41 エシキクニフタバパンサマタトエタフ子ヤツカ

eci-ki kuni p tap an sama ta toyta p ne yakka

するべきであるぞ。並んで畑の物も  
い多し尤作物等も追々

42 ウヲホンキンノエシカルクニケウトムカシエヲ

uopokinno eci-kar kuni kewtumkasi e-o-

相次いでお前達がするように心にお前が入れ

43 マレクニフタバパン

mare kuni p tap an

るべきものであるぞ  
心懸可申事

44 カンナエキリエ子アニ

kanna ikir ene an i

又、条目はこのようである

45 ウボコロクエレウケウタレウムルツクルサマタアバウタレ

upokor kur irwak utar umurekkur sama ta apa utar

親子兄弟夫婦並びに親戚

一 親子兄弟夫婦ヲ始親類

46 ウエシヤモンノウトアシカラフエシキクニフタハンカ子アン

uesamanno utuyaskarap eci-ki kuni p tap an kane an

一緒に仲良くすべきものであるぞ。

都而土人とも中能い堂し

47 クニフタハン

kuni p tap an

べきであるぞ

48 □ラタ

(?)

49 ラツカエウサメノコウサシユクフ

okkay usa menoko usa sukup

男も女も年頃になる

男女年頃ニおよ飛\* 役土人

50 シヤハ子ウタレ

sapa ne utar

主立った人々が

- 51 カシエタクアンチキアヌウコレクニフタバン  
kasi itak-an ciki an-ukore kuni p tap an  
(?) 結婚させるべきものであるぞ  
とも世話し多し縁組為  
致可申事
- 52 カンナエキリエ子アニ  
kanna ikir ene an i  
又、条目はこのようである
- 53 ウコエキ ウバウレイシャマヌシユエ  
ukoyki (?)  
喧嘩(?)  
一 喧嘩口論者勿論
- 54 イタクカトウエナクシユアマラシバツクノ  
itak katu wen akusu am ras pakno  
言い方が悪いと爪のかけら程  
言葉を工之聊ニ而も
- 55 アンヘ子ワ子ヤツカウコアシンベイタエシヨモクニ  
an pe ne wa ne yakka ukoasinpeetaye somo kuni  
ある物であっても賠償の引っ張り合いをしないよう  
つくのいヶ間敷儀堅  
ユフナタラ  
yupnatara  
しっかり
- 56 エシエハトハレアンナコシヤフタンヲヲロ  
エマキマエバクルアヌワ子  
(?)  
(?)  
致間敷若相背ニ
- 57 ヤツキ子ハアセイバカシトノイヤハフアンルエ  
yakne pase epakasi tono iyapapu  
ならば殿様の罰、殿様への謝罪がある  
おゐてハ嚴重ニ咎可
- 58 タハンナー  
のだぞ  
申付事
- 59 カンアエキリエ子アニ  
kanna ikir ene an i

又、条目はこのようである

- 60 アヌヤエコタアヌンコタン子ヲマナンクニ

aynu yaykota anun kotan ene omanan kuni

アイヌ人が勝手に余所の村へ往来しようと

- 一 土人共私ニ他場所江

- 61 エキアエカフルエタバンヤツカエキシンナエ

エキリアナヲロスベ

iki aykap ruwe tap an yakkayki sinnay ikir an a oruspe

することはできないのだ。しかし、別に理由のある(?)事

参候儀不相成若無據

- 62 ア□□キワヲマンルシワ子ツキ

(?) ki wa oman rusuy wa ne ciki

(?)して行きたいのならば

用事ニ而罷越候節者

トノヲカエタ

- 63 シコチヤケタイータキシカトノケウトムアヌ

(?)

(?)

詰合江願出差圖可請

- 64 クニフタバ

kuni p tap an

べきものである

事

- 65 トノケンコラフシヨロタニモハウサフシキウタレ

(?)

(?)

- 一 運上家支配人番人

- 66 ヨロバツクノエランマカ、ウコランハシヌ

or pakno iranmakaka ukoranpasinne

所までよく仲良くする

至迄随分親しく

- 67 エシキクニフタハン セコロシヨモキカシタ

eci-ki kuni p tap an sekor somoki kasi ta

お前達がすべきものである、そのようにしない上には

い多し可申其上非分

- 68 コハエタフリコロクルアヌワ子ツキ

センバク

- kohayta puri kor kur an wa ne ciki henpa henpa  
 不適切な振る舞いの人がいたならば早く  
 之儀有之候ハ、早々可
- 69 エアシユラノクニフタハン  
 easuranu kuni p tap an  
 知らせるべきものである  
 申出事
- 70 チランケソンコエ子アニコラツエシヌウレアン  
 ciranke sonko ene an i koraci eci-nure-an  
 下る知らせをこの通りに私達はお前達に聞かせる
- 71 ルエタハンチキシリモシマ  
 ruwe tap an ciki sirmosma  
 のだぞ。だから (?)  
 右之通申渡候間
- 72 エハカシノアナトノエレンカエレンカアシケ  
 epakasnu an na tono irenka irenka kasike  
 教えがあるぞ。殿様の規則、規則の上を  
 其外申渡置候趣
- 72 ユフナタラハアセノボコヤエラマツテエキナン  
 yupnatara pasenopo koyayramatte e-ki nan-  
 しっかり厳重に注意する  
 弥堅く可相守もの也
- 73 コンナー  
 kon na  
 のだぞ
- 74 タバツクノクエルエタバレ  
 ta pakno ku-ye ruwe tap an  
 今まで私が言ったのだ

#### 4. 2. 『積丹町史資料』「申渡」のアイヌ語注解

1行目 乙名：ottna「首領」（静内方言）。小使：kontukai「小使」（久保寺1992：138）。ウエシヤモンノ：ueshamanno「一緒に」（久保寺1992：288）。テキキ：チキ ciki「ならば」（千歳方言）の誤写か。

2行目 ラムシヤ：omusa ‘a feast given in ancient times to the Ainu at the end of the fishing season, and when the officials were on circuit duty’ (Batchelor1938:335)。

3行目 タンナントヲツタ：tanan-to otta「今日コレカラデモ」（久保寺1992：266）。

4行目 テランケ：「チランケ」の誤写か。ranke「降ろす」（千歳方言）に ci-（自発）が接合

したものか。タエタクツキ：「クエタクツキ」の誤写か。エシ：es - 二人称複数主格 (旭川方言)。ただし、[ezi]のような有声音を含む形とも考えられる。その場合は一般的な eci - に該当するものと考えられる。或いは、「エツ」の誤写である可能性もあるか。

6行目 ハナセタラ：「ハアセタラ」の誤写か。pase-tara「重く」(久保寺1992:202)。クンフ：「クンへ」の誤写か。kunpe「～すべきもの」(静内方言)。エハカシ：加賀[1]12行目の注解参照。

7行目 テランケ：4行目注解参照。チヌイフンタフンタ：不詳。エコヤアラマツテ：eyairamatte 'to take careful aim' (Batchelor1938:144)。ekoyayramatte のような形式か。

9行目 シエチーヌワアナ：不詳。何らかの誤写が関与しているか。

10行目 ユフナタラ：yupnatara「しっかりと」(千歳方言)。

13行目 アチアシ：「アヲアシ」a-oasi「人が～に立てる」の誤写か。加賀[1]5行目注解参照。ちなみに、加賀[1]では an - を含むと見られる「アノアシ」となっている。ニマン：nimam「舟」(久保寺1992:171)。セロ：heru「ただ、～ばかり」(千歳方言)。

14行目 ツフコウエンテ：kowente「～について～をこわす」(千歳方言)。

15行目 エテランヘケン：eranpoken「憐れむ」(幌別方言)(服部1964:166)。eci-eranpoken「お前達が憐れむ」(?)。エキアンテキ：不詳。

16行目 アムラシハツクノ：am ras pakno「爪の垢(位の少量)も」(静内方言)。

18行目 アハシテ：不詳。

19行目 エチカラクアン：eci-ekarkar-an「我々がお前達にする」に相当する形式か。echi-kore-an「我汝等に与ふ」(胆振方言)(知里1936 [1974]:75)。

21行目 コカトニツカー：不詳。

22行目 コヤイチシトエ：「コヤイケシトエ」の誤写か。光丘22行目注解参照。エツキ：4行目注解参照。

24行目 アベコツ：apekot「炉」(名寄方言、宗谷方言)(服部1964:105)。エウマレハ：不詳。

25行目 エシエバトハレアン：不詳。

27行目 ヲロク：「ヲロタ」の誤写か。

28行目 コツチャウス：不詳。

30行目 センハノ光丘17行目注解参照。

31行目 エアシユラノ：easuranu のような語形か。

32行目 アンナ：カンナの誤写か。

33行目 kamuy ninke「熊の胆」(静内方言)。シヤハ子ホ：不詳。

34行目 シリモシマ：光丘24行目注解参照。

35行目 ヤエヨク：yayeyok「日やとい仕事をする」(田村1996:849)。

38行目 エラウケトバ：加賀[2]27行目注解参照。

42行目 ウヲホンキンノ：uwopokin「相ついで」(千歳方言)。

46行目 ウエシヤモンノ：ueshamanno「一緒に」(久保寺1992:288)。ウトアシカラフ：utuyash-



karap 「相あはれみ合う」(久保寺1992:302)。

51行目 カシエタクアンチキアヌウコレ：不詳。

53行目 ウバウレ：upaure ‘to quarrel’ (Batchelor1938:537)。

56行目 エシエハトハレアンナコシヤフタンヲロ エマキマエバクルアヌワ子：不詳。

57行目 イヤハフ：iyapapu ‘to beg one’s pardon’ (Batchelor1938:215)。

60行目 ヤエコタ：yaykota 「自分で」(八雲方言等)(服部1964:305)。コタン子：ene 「～へ」(美幌方言)(服部1964:318)。

61行目 シンナエ：shinnai 「別に」(知里1923 [2002]:140)。

63行目 シコチャケタイータキシ：不詳。

65行目 トノケンコラフシヨロタニモハウサフシキウタレ：不詳。

66行目 ウコランハシヌ：ukorambashinne ‘to love one another, to be friendly’ (Batchelor1938:528)。

68行目 コハエタ：kohaita 「似合はぬこと」(久保寺1992:134)。

70行目 エシヌウレアン：19行目注解参照。

72行目 アシケ：「カシケ」の誤写か。

74行目 ta pakno 「今まで」(千歳方言)。

## 5. 申渡文四種の比較検討結果と問題点

光丘文庫の申渡文(以下[光])、加賀家文書の申渡文二種(以下[加1]、[加2])、積丹町史料の申渡文(以下[積])を比較検討してみることにする。細部には問題が多いが、概略以下のよう  
な結果が得られた。

[光]「ヤカ」(8行目、11行目)、[加1]「ヤツカ」(6行目、8行目)、[加2]「ヤツカ」(18行目、46行目など)は yakka 「～しても(千歳方言)」に当たる形式であろうが、[加2]には「ヤツカイキ」(1行目)、「ヤツカエキ」(12行目)のような形式もあらわれる。

[光]「エコキアヌ」、[加2]「コキアエヌ」という語が見られる。現代の資料で知られている ikokanu, kokanu 「よく聞く」(静内方言)と形が違っているが、別々の資料で類似した形式を示していることから、単なる誤写ではない可能性が高いと言える。すなわち、\*kokianu のような形式がかつてあり、古い形式であったことを示している可能性がある<sup>(5)</sup>。

[光]「エムシ」(5行目)は不明の形式であるが、恐らく同じ形式を表したと見られる[加1]「エムツ」、[加2]「エムツ」(5行目、32行目)のような表記が見られるので、単なる誤写ではない可能性がある。

[光]「アヌカラ」(9行目、16行目、25行目)は a-nukar 「我々が見る」のような形式に相当す

(5) その後、北原次郎太氏より、八重九郎氏の資料に kokiyaynu という形式があることを教えられた。

るものと見られるが、これに対して「アヌヤム」(10行目、19行目)はおそらく\*an-oyam「我々が大切にする(?)」のような形式に相当するものと見られるが、もしそうだとすると、他動詞1人称複数主格に対して a- と an- の二つの形式が現れていることになる。例が少ないのでこれだけでは何とも言えないが、母音の前では an-、子音の前では a- のような分布を反映している可能性がある。

[加1]「アノアシ」(5行目)、「アンヌレ」(14行目)、「ア子ヤム」(7行目、17行目)はそれぞれ、an-oasi、an-nure、an-eyam のような形式に相当するとみられるが、このテキストに関する限り、母音の前でも子音の前でも an- の例しかない。

[加2]「アノアシ」(10行目)、「ア子ヤム」(12行目、22行目)、「アヌカラ」(16行目)、「アンヌレ」(19行目、47行目)、「アコロ」(57行目)はそれぞれ、\*an-oasi「我々が立てる」、an-eyam「我々が大事にする」、a-nukar「我々が見る」、an-nure「我々が聞かせる」、a-kor「我々が持つ」のような形式に相当すると見られるが、概略、母音の前では an-、子音の前では a- という分布を示している。ただし、an-nure は例外であり、問題を残している。

[積]「アサンケ」(22行目)という例が一例見られる<sup>(6)</sup>。また、「エチカラクアン」(19行目)、「エツカラカラアン」(36行目)、「エシヌウレアン」(70行目)はそれぞれ eci-ekarkar-an、eci-nure-an に相当するものと見られるが、注解でも述べたように、これは例えば胆振方言(知里1936 [1974]: 75)、静内方言(eci-kay-an「私がお前達を背負う」)に見られる形式である。

[光]「シユト。サラ。」(11行目)は不明の形式であるが、[加1]「シユト シヤラ」(9行目)、[加2]「シユト シヤラ」(13行目)とあるので、単なる誤写ではない可能性がある。これに対し、[積]では「アハシテ」(18行目)という別の形式(ただし、どのような形式であるかは不詳)が用いられている。このことは、少なくともこの点に関する限り、前三つは同系統<sup>(7)</sup>で、[積]は系統が異なることを示唆している。

[光]「エチャコク」(12行目、26行目、42行目)、[加1]「エチャコク」(10行目)、[加2]「イチヤコク」(34行目、37行目)は ecakoko「教える」(静内方言)のような形式に相当するものと見られるが、いずれも最後が「ク」となっている点に注意される。単なる誤写ではない可能性があり、また、不完全な聞き取りに基づく語形の「ゆがみ」でもない可能性がある。古くは\*ecakoku のような形であったことを示すものかもしれない。なお、[積]では「エハカシ」(6行目)、「イバカシ」(18行目、19行目)、「エバカシ」(35行目)で「咎」の意味を表している。これは、pakasno「教える」(八雲方言)、epakasnu「教える」(幌別方言、沙流方言、旭川方言、名寄方言)(服部1964: 162)と関係のある形式と思われる。このことは、前項とともに、前者三つが同系統であるのに対し、[積]が異質であることを示唆するものである。

(6) 北海道大学付属図書館北方資料室所蔵の「戊 慶応四年 亦くるゝと春乃雁 辰 正月吉日」と題された文書中に含まれる申渡文(54丁裏)には、ところどころにアイヌ語の注記がわずかにあるだけで、全訳ではないが、その中に「アサンケ」という形がみえる。

(7) 「同系統」という表現は「直接的、間接的要因を問わず、なんらかの原因で、偶然ではない特徴の共有を示す」という程度の、かなり大ざっぱな意味でここでは用いている。

[光]「サヌワ」(14行目)、[加1]「サヌワ」(12行目)、[加2]「シヤヌワ」(21行目)、は san wa「下って」(千歳方言)に相当する形式、[加1]「アヌワ」(6行目、20行目、39行目、42行目)、[加2]「アヌワ」(11行目、19行目、33行目、37行目、52行目)、[積]「アヌワ」(14行目、68行目)は an wa「あって」(千歳方言)に相当する形式と見られる<sup>(8)</sup>。千歳方言ではしばしば[samma]のように発音されるが、このテキストに関する限り、それに該当する形式はみられない。むしろ、この表記は沙流方言に現れる[sanuwa]のような発音に該当するものである可能性がある。これだけから即断することは無論できないが、あるいは[samma]のような発音は新しいもので、古くは[sanuwa]のような発音が多くの方言で一般的であったことを示している可能性がある。

[光]「エチャウテンキ」(14行目)、「エシヤヲテンキ」(38行目)、[加2]「イチャヲテンケ」(21行目)は icawotenke「命令する」(静内方言)に相当する形式とみられる。これに対して[加1]「エバウテンケ」(35行目)、[積]「エハウテンキ」(27行目)は kopawetenke「命令する」(千歳方言)のような形式と関係のある形式と見られる。注意されるのは、加賀屋文書がこの点で不一致を示していることで、加賀家文書のアイヌ語文書の作成過程を考える上で示唆的な例と言える。

[光]「ハイカイ」(13行目)、[積]「ハエカエ」は payekay「旅をする」(幌別方言)、[加1]「バヨカエ」(11行目)、[加2]「ハヨカエ」(20行目)は payokay(樺太方言)(服部1964:68)に相当する形式とみられる。[加1]と[加2]が不一致を示している点に注意される。

[光]「コヤエキ。シトエ。」(22行目)、「コヤエキシトエ」(27行目)、[加1]「コヤエキシトエ」(16行目)、「コヤエキシトエ」(22行目)、[加2]「コヤエラントエ」(29行目)、[積]「コヤイチシトエ」(22行目)、「コヤエケシトエ」(38行目)は yaikestuye ‘dreadful, dangerous’ (Batchelor1938:563)と関係があると思われる形式であるが、意味的にはこのままでは文脈と合わず、問題を残している。なお、これらの諸本が全て同一と思われる形式を用いている点も注目される。

[光]「ヤエコ。ベッケレ」(29行目)、[加1]「ヤエコヘバケレ」(25行目)、[加2]「ヤエコヘケレ」(25行目)は yaykopepeker「考える」(服部1964:160)に相当する形式であるが、帯広方言、宗谷方言で報告されている形式である。他方言の形式は、たとえば沙流方言では yayko’uwepekerである。これに対し、[積]では「ケウトムカシエヲマレ」(42行目)という全く別の表現が用いられている。この点では前三者は同一の系統、[積]は異系統であると言える。

[光]「エカヌ」(16行目、39行目)、[加1]「エカヌ」(13行目)、「エカン」(28行目、36行目)、「キカヌ」(18行目)、[加2]「エカン」(7行目)、「エカヌ」(15行目、35行目)は「～でも」に当たる形式のようであるが、不詳の形式である。これに対し[積]にはこの形式と形の類似した形式は用いられていない。場合によって「サマタ」(45行目)、「子ワ子ヤツカ」(29行目)のような別の表現が用いられている。このことは、やはり、前三者と[積]とは系統を異にすることを示唆している。

(8) 北海道大学付属図書館北方資料室所蔵の「戊 慶応四年 赤くるゝと春乃雁 辰 正月吉日」と題された文書中に含まれる申渡文(54丁裏)にも「サヌワ」「下って」という形がみえる。

[光]「クンへ」(15行目)、[加1]「クンへ」(14行目)、[加2]「クンペ」(55行目、60行目)は kun pe「～すべきもの」に相当する形式であるが、[積]では「クニプ」(5行目、22行目、31行目)という kuni p に相当する形式が現れる。この点は前三者と[積]が系統を異にすることを示している。ちなみに、筆者の採集資料では、千歳方言、沙流方言では kuni p、静内方言、様似方言では kun pe である。

上に述べたことをさらに一般化すれば、次のようになろう。

1) 発音に関して言えば、n で終わる動詞に助詞 wa が後続した場合、ここで扱った四種の文献がすべて wa を ma に変えるタイプの連声でなく、u を挿入するタイプの連声に相当する表記を示していることは注目に値する<sup>(9)</sup>。あるいは u を挿入するタイプの発音が古い可能性もあり、今後、ma に変える連声が現れるタイプの文献がどの地方の、いつ頃の文献に現れるのかが問題となろう。

2) 現代と微妙に異なる語形を示している場合がある。例えば、現代の ecakoko「教える」に対して、\*ecakoku、現代の kokanu「注意深く聞く」に対して\*kokianu、eyam「大事にする」に対して\*oyam に相当する語形がこの時代にあったことを示すような例が現れている。これは、これらの語形の歴史を考える上で重要な事実と思われる。

3) 文法的な点に関して言えば、1人称複数他動詞主格接辞について、興味深い事実が明らかとなった。例が比較的多い[光]と[加2]について見ると、これらの資料では a- と an- の二つの形式が子音の前か母音の前かという音韻的条件で使い分けられているのではないと思われるような状況を示している。このような方言は、現代ではこれまでのところ十勝の本別方言しか知られていないが(切替1996)、古くはこの種の方言がもっと多数あったことを窺わせるものであり、a- と an- の歴史を考える上で非常に興味深い。

最後に、これは言語的な問題そのものというよりはむしろ、文献の成立事情に関わるものであるが、いくつか気の付いた点を指摘して置きたい。

4) [光]は、成立年代と所有者の名前はわかるが、どこの地方の文書であるかはわからなかった。しかし、言語的分析から、少なくとも[光]が、[積]よりは[加1]、[加2]と親近性の高いことが明らかとなった。表現にすくなからぬ出入りがあるので、直接の書写関係にはないと思われるが、加賀家文書と同じく根室地方及びその近辺に関係の深い文書である可能性の高いことが明らかとなった。

5) [加1]と[加2]は同じく加賀家文書に含まれている文書であるが、使用されているアイヌ語彙の性格が微妙に異なることから、別の人物、あるいは別の時期に作成されたものである可能性のあることが明らかとなった。

6) 現代のアイヌ語資料では容易に解釈できないもので、しかも四種の文書全てに共通するものがある。これが、現代では失われてしまった古い特徴を示すものなのか、何らかの他の原因に由来するものなのか、問題となるところである。このことは、通詞の間で参照される何らかの公式の

---

(9) 佐藤(1995: 338)で扱った申渡でも「アヌワ」のような表記が用いられている。

フォーマットがあった可能性とも関連する<sup>(10)</sup>。

7) もともとアイヌ語にはない概念である「日の丸」を表す部分のアイヌ語が四文書で皆違っている点は注目に値する。このことは、大まかなフォーマットはあったかもしれないが、細部は翻訳者に任されていたことを示すものとも考えられ、各文書がある程度、その場所場所の言語状況を反映している可能性があることを示している。

## 6. おわりに

本資料と同種のアイヌ語の申渡文については、既に佐藤（1995）でも触れられているが、本格的な資料の収集と分析は、今後、あらためてなされなければならないであろう。他の同種の資料との比較研究によって、さらに明らかにされる点は多いと思われる。本稿は、今後のさらなる研究のための予備調査の一つともいうべきものである。ただし、このような限られた研究であっても、誤写の可能性が高い偶然的な部分と、そうでない部分とをかなりより分けることができたのではないかと考える。また、現在知られているアイヌ語とは異なる諸側面についてもある程度明かにすることができたと思う。

言語的側面の研究は、その文書の研究の一部に過ぎず、とかく枝葉末節的なものと考えられがちであるが、他面、言語は一般に個人の恣意が容易に入りにくい性質を持っているので、文書の特徴を客観的に物語る内的な手がかりとしては逆に最も信頼度の高いものであると言えないこともない。このような言語的研究は、逆に、文書をめぐる外的な歴史的事実を探る上での有力な手がかりにもなると信ずるものである。

## 謝辞

貴重な文献の閲覧に多大の便宜を与えられた光丘文庫に心より感謝申し上げる。また、アイヌ語をご教示いただいた話者の方々（千歳方言 白沢ナベ氏、静内方言 織田ステノ氏、様似方言 岡本ユミ氏、沙流方言 上田トシ氏）にこの場を借りて深い感謝の意を表したい。また、査読者から当然参照すべき文献の一つを挙げていない旨の重要な不備を指摘されて事前に改めることができたのは幸であった。ここに記して謝意を表す。

## 参考文献

- Batchelor, J. 1938. *An Ainu-English-Japanese Dictionary*. 4th ed. Tokyo: Iwanami-shoten.  
 知里真志保. 1936 [1974]. 『アイヌ語法概説』. (『知里真志保著作集』 4, 東京: 平凡社, 所収).  
 知里幸恵. 1923 [2002]. 『アイヌ神謡集』. 東京: 岩波書店.

(10) 当時アイヌ語辞典として最も有名であったと思われる上原熊治郎『藻汐草』に当たってみたが、これらの不明個所と一致するものを見つけることはできなかった。従って、直接的な影響関係はないものとみられる。

- 服部四郎. 1964. 『アイヌ語方言辞典』. 東京: 岩波書店.
- 北海道教育委員会 (編). 1984. 『昭和58年度アイヌ民俗文化財調査報告書』 (静内地方). 札幌: 北海道教育委員会.
- 北海道教育委員会 (編). 1992. 『久保寺逸彦編アイヌ語・日本語辞典稿』. 札幌: 北海道教育委員会.
- 切替英雄. 1996. 「アイヌ語十勝方言による昔話「島を引いて泳ぐオタスの少年の物語」の辞書と文法<sup>(1)</sup>」. 『北海道学園大学学園論集』 88. 札幌: 北海学園大学. 123—286.
- 切替英雄. 1998. 「アイヌ語十勝方言による昔話「島を引いて泳ぐオタスの少年の物語」の辞典と文法<sup>(2)</sup>」. 『北海道学園大学学園論集』 98. 札幌: 北海学園大学. 315—349.
- 釧路アイヌ語の会 (編). 2004. 『アイヌ語釧路方言語彙』. 釧路: 釧路アイヌ語の会.
- 酒田市立光丘文庫 (編). 1988. 『酒田市立光丘文庫所蔵國書分類目録』. 酒田: 酒田市立光丘文庫.
- 佐藤知己. 1995. 『蝦夷言いろは引の研究』. 札幌: 北海道大学文学部.
- 佐藤知己 (編). 2002. 『アイヌ語諸方言調査報告<sup>(1)</sup>』. 吹田: 大阪学院大学.
- 佐藤知己. 2003. 「酒田市立光丘文庫所蔵蝦夷記のアイヌ語について」. 『北大文学研究科紀要』111. 札幌: 北海道大学大学院文学研究科. 6—29.
- 佐藤知己. 2004. 『古文献によるアイヌ語諸方言の比較研究』. 札幌: 北海道大学大学院文学研究科.
- 佐藤知己. 近刊. 「酒田市立光丘文庫所蔵慶応四年「土人共江申渡書」のアイヌ語について」. 『石塚晴通先生退官記念論文集』. 東京: 汲古書院.
- 積丹町史編纂委員会 (編). 1977. 『積丹町史資料』第二編. 積丹: 積丹町.
- 高倉新一郎. 1972. 『新版アイヌ政策史』. 東京: 三一書房.
- 田村すず子. 1996. 『アイヌ語沙流方言辞典』. 東京: 草風館.
- 上原熊治郎. 1792 [1972]. 『藻汐草』. (影印, 東京: 国書刊行会).
- 不明. 1868. 「土人共へ申し渡書」. (酒田市立光丘文庫所蔵).
- 不明. 1868. 「亦くるゝと春乃雁」. (北海道大学付属図書館北方資料室所蔵).
- 不明. 不明. 「加賀家文書」. (マイクロ, 北海道大学文学部言語情報学講座所蔵).

A Study of the Ainu Translations of Some Japanese Official Instructions (*mooshi-watashi*)

Tomomi SATO

Summary :

There are a number of old documents which are the translations of Japanese official instructions known as *mooshiwatashi*. They are very important in the historical study of Ainu since we have relatively few old materials other than these documents containing Ainu sentences, as compared with lexical materials such as dictionaries or vocabularies.

Here, we deal with four such documents which were probably made by Japanese interpreters (*tsuuji*) in the Edo era. Of course, these documents have a number of shortcomings deriving from the fact that their original sentences were written in Japanese and that the Ainu sentences in these documents were often distorted in many respects under the strong influence of Japanese. However, by comparing several texts similar in form and content carefully, we can point out that in some cases they nevertheless show rather consistent characteristics which are likely to be attributed to older linguistic features of Ainu. Main points are as follows:

1) All of these documents exhibit a special type of phonological rule which now seems to be more or less peripheral:  $\phi \rightarrow u / n\_wa$  ('*wa*' is a conjunctive particle).

2) Some documents show that there were forms which differ slightly from current forms: \**oyam* 'to cherish' (= *eyam* 'id. '); \**kokianu* 'to listen carefully' (= *kokanu* 'id. ').

3) Some documents show that two variations of the first person subjective plural transitive *a-* and *an-* may have been phonologically conditioned: *a-* seems to occur mainly before consonants, while *an-* before vowels. This type of distribution of these allomorphs is now found only in the Hombetsu dialect.

4) Although the original Japanese texts are basically the same, the corresponding Ainu translations exhibit a lot of differences. This fact implies that these documents may be based on more or less different dialects.

Key Words :

Ainu, the History of Ainu, Old Documents, the Ainu Translation of Japanese Official Instructions